

(法第10条第1項第2号イ関係)

## 役員名簿

特定非営利活動法人心結

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	法華津 清子		無
副理事長	藤田 友紀乃		無
副理事長	染矢 美由樹		無
理事	小野 剛志		無
理事	西野 智恵美		無
理事	泉 美香		無
理事	河野 典子		無
理事	法華津 惟人		無
理事	小畑 麻美		無
監事	小野 日登美		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。
- 5 役員名簿には、住民基本台帳法の適用を受ける者にあつては住民票を添付する。外国人であつて日本に住民票がない者は、住所又は居所を証する権限のある官公署（外国の政府等）が発給する文書を添付する。なお、その文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文も一緒に添付する。